

2024年6月

## Web3.0 と地方創生 —「地方創生 DAO」について①: 地方創生 DAO の基本的なコンセプト—

弁護士 寺崎 玄 / 弁護士 長瀬 威志 / 弁護士 山田 智希 / 弁護士 疋田 雄大

### Contents

- I. はじめに～「Web3.0」と地方創生
- II. 地域の課題解決への新たなアプローチ～参加者主導の「分散的」取組みへ
- III. 「分散型自律組織」とは何か～DAO が注目されている理由と課題
- IV. おわりに

## I. はじめに～「Web3.0」と地方創生

今日では、「ブロックチェーン」、そしてブロックチェーンの活用を通じた新たな社会の姿としての「Web3.0」という言葉を日常的に目にするようになった。いま、これらを地域の課題解決の新しいアプローチとして活用しようという動きに注目が集まっている。

「Web3.0」は、一般に「ブロックチェーン上で、暗号資産等のトークンを媒体として「価値の共創・保有・交換」を行う経済」<sup>1</sup>と定義される考え方である。しかし、その基盤となるブロックチェーンそのものがこれまでの様々なシステムが前提としてきた考え方や技術と大きく異なる側面を有していることもあり、その正確な理解や具体的なイメージが一般に広がっているとは必ずしも言い切れない。そうであるとする、これらを地域の課題解決に活用するといっても、その真の有用性が一体どこにあるのか、と思われている方も中にはおられるだろう。

そこで、本号及び次回号では、「Web3.0」と地方創生がどのようにつながり得るのかというテーマをより深く理解するための手がかりとして、「Web3.0」の一つの現れともいえる「地方創生 DAO」と呼ばれる新たな取組みに

<sup>1</sup> 経済産業省「Web3.0とは」(2024年6月4日)

([https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/Web3/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/Web3/index.html))参照。

ついて、その基本的な考え方及び近時の動向を紹介することとしたい。地方創生 DAO については、2023 年 12 月に一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会<sup>2</sup>(以下「本協会」という。)が「地方創生 DAO の構築に係るガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を公表しているほか、本年 4 月には地方創生 DAO を実施するうえでハードルとなり得る金融商品取引法上の規制を一部緩和する政令改正(以下「本改正」という。)がなされる等、今後の動向が注目される領域である。

まず本号では、地方創生 DAO の基本的な考え方について簡単に整理したうえで、次回号において、本ガイドラインや本改正の概要を紹介していくこととする。

## II. 地域の課題解決への新たなアプローチ～参加者主導の「分散的」取組みへ

DAO そのもの、あるいはこれに関連するいくつかの仕組み(Non-Fungible Token(以下「NFT」という。)等)の説明に入る前に、まず DAO と地方創生がどのように結びつくようになったかを考えてみたい。

地方創生 DAO が目指す姿は、DAO の仕組みを取り入れている(あるいは取り入れようとしている)自治体によって様々であるが、端的にその大まかなイメージを表現すれば、「ある地域について、その地域内外の多くの人々の関心を引き起こし、そうした人々に地域に関連するアイテムの購入をはじめとする何らかの貢献をしてもらったうえで、これに留まらずその地域に関する一定の意思決定にも継続的に参加してもらおう」ということになるだろう。

このうち、「地域への関心を引き起こす」、そして「地域に関連するアイテムの購入をはじめとする何らかの貢献をしてもう」というところまでは、これまでも多くの自治体が様々な施策を行ってきた部分であり、それ自体に目新しさがあるわけではない。他方、そうした購入者等について、「アイテムを買ってもらって終わり」ではなく「継続的に意思決定に参加してもらおう」という点は、これまであまり見られなかった新しい視点といえる。多くの地域が地域内の人口減少や高齢化に直面する中、必ずしも行政上の「住民」に限られない地域内外の幅広い当事者(「デジタル住民」と比喩的に呼ばれることもある。)に継続的に地域の課題解決にコミットしてもらおう。そして、ここでの意思決定の対象となるプロジェクト等は、従来の多くの取組みとは異なり、必ずしも行政が主導し実施するものに限らない。むしろ住民や地場企業のアイデアが地域内外の関心を引き、資金が集まり、多くの「デジタル住民」による意思決定を通じアイデアが実現し、地域の課題を解決する。「官から民へ」、あるいは「権限の集中から分散へ」という時代の大きな潮流の中にあって、こうした「分散的」な新たな地域の課題解決のあり方に注目が集まっているというのが、地方創生 DAO をめぐる社会的な背景といえる。

## III. 「分散型自律組織」とは何か～DAO が注目されている理由と課題

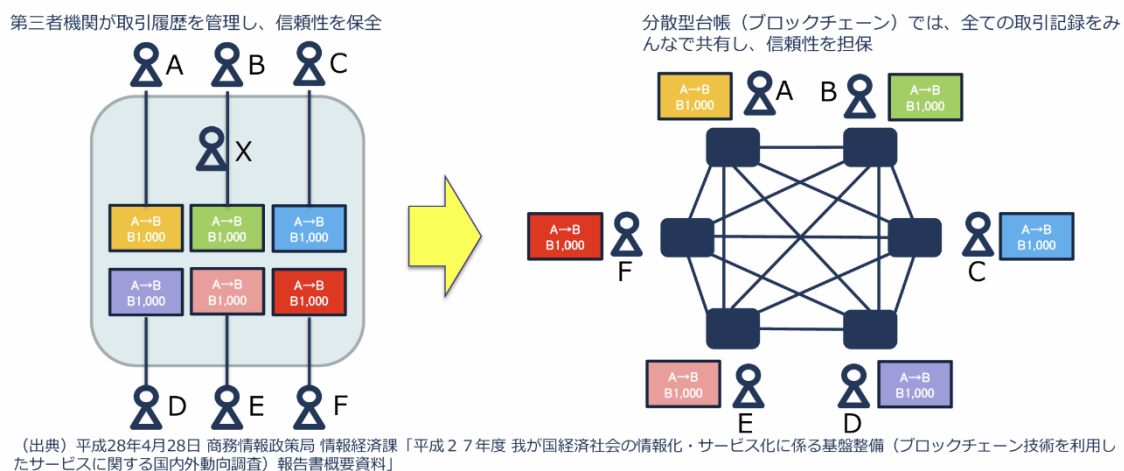
DAO(Decentralized Autonomous Organization:分散型自律組織)は、こうした新たな仕組みをブロックチェーン技術を通じて実現するための手段の一つとして注目を集めている。上記の分散的な意思決定の仕組み自体は、DAO を用いずとも、たとえば既存のデジタルプラットフォーム等を通じて実現することは不可能ではない。しかし、既存の方法による場合、通常は、意思決定のルールをあらかじめ策定したうえで資金を集め、かつ意思決定のプロセスを管理・運用する者を決めておくことが必要となる。そして、その者には、誰がいくら資金を拠出したかを正確に把握すること、集めた資金を適切に管理すること、意思決定のルールを決められたとお

---

<sup>2</sup> 本協会「『地方創生 DAO の構築に係るガイドライン』を公表」(2023 年 12 月 12 日)(<https://cryptocurrency-association.org/policy/20231212-001/>)も併せて参照されたい。

り運用すること等、様々な責任が伴うこととなる。このことは、上記のとおり地域の課題解決を自治体主導ではなく参加者たちが自ら主体となって進めていこうとする場合、誰がそうした責任を負うこととするのか、そして仮に誰かが責任を負うとしてその者が本当に地域内外の多様な当事者にとり信頼できる主体となり得るのか、という難題に向き合う必要を生じさせる。

DAO という仕組みは、この点を、ブロックチェーンという革新的な技術への普遍的な信頼をベースとしてクリアする考え方と位置づけることができる。ブロックチェーンというと、暗号資産(仮想通貨)を介する(あるいはこれ自体を投資対象とする投機的な)取引のための技術というイメージを持つ方もおられるかもしれないが、今日では多様な局面でその汎用的な活用に向けた研究や実践が日々進んでいる。そもそもブロックチェーン技術とは、取引等を電子的に処理・記録する仕組みの一つであるが、従来の仕組みと大きく異なる点は、これらの取引等を管理者(中央)のデータベースにおいて集中管理するのではなく、相互に接続された参加者らの端末それぞれにおいて(すなわち「分散的」に)管理する点である(下図参照)。そして、こうした処理や記録は、暗号技術に基づき一定のアルゴリズムに従って不可逆的かつ自動的に実行される(このような仕組みは「スマートコントラクト」と呼ばれる。)こととされている。こうしたブロックチェーンのうち、特にパブリックブロックチェーンの特徴としては、①信頼の置ける管理者を中央に据える必要がないこと、そして、②こうした仕組みは第三者による恣意的な改ざんやエラーによる過誤といったリスクが極めて小さいと一般的に考えられていることが挙げられる。



これらの特徴は、既に見たように地域の課題解決を自治体主導ではなく参加者たちが自ら主体となって実施する仕組みと親和性があることが見てとれるだろう。そこで、たとえば以下のような仕組みを作ることが考えられる。

- ① まず、地域にゆかりのあるアーティストが手掛けたデジタルアートを用意する。
- ② そのデジタルアートへオンライン上でアクセスするための一種の「チケット」として、ブロックチェーン上で管理される「トークン」(NFT)を地域内外の人々に販売する。
- ③ トークンの購入者はデジタルアートへのアクセスを得られると同時に、「デジタル住民」として、集まった資金の使途やその地域に関連するプロジェクトに関する意思決定にあたって投票する資格を得ることができる(そのような記録がブロックチェーン上で自動的に行われる。)
- ④ そうした投票の仕組み等に関するルールはブロックチェーン上の処理方法としてあらかじめ設定されており、上記の意思決定にあたっては購入者らによる投票がそうしたあらかじめ仕組まれたルールに従って行わ

れる。

## IV. おわりに

以上のように、信頼性の高いブロックチェーンの仕組みを活用し、参加者が主体的に意思決定に関与しプロジェクト等を遂行していくという考え方が、分散型の自律的な組織、すなわち DAO である<sup>3</sup>。DAO そのものは、地方創生という枠に留まらず近時様々な場面で活用が試みられているが、特に地方創生の文脈において、デジタル田園都市構想や政府文書等と言及されていることも契機となり、大きな関心が寄せられている。

他方で、主に参加者の利益を保護する観点から、参加者の有する権利等の法的な位置づけが不明確である等の指摘もなされており、あるべき DAO の姿について法令、会計、税制をはじめとする様々な視点から模索が続いている状況であるといえる。冒頭で触れた本ガイドラインや本改正は、そうした模索の中における取組みの一環と位置づけられ、その内容や今後の動向が注目される場所である。次回号においてこの点を具体的に取り上げていきたい。

---

<sup>3</sup> 本ガイドラインに記載されているとおり、本協会は本ガイドラインの策定にあたり地方創生 DAO を活用している当事者からのヒアリングを実施しているところ、その中にはウェブサイト等で取組みの概要を公表しているものもあり、参考になる。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 寺崎 玄 ([makoto.terazaki@amt-law.com](mailto:makoto.terazaki@amt-law.com))  
弁護士 長瀬 威志 ([takeshi.nagase@amt-law.com](mailto:takeshi.nagase@amt-law.com))  
弁護士 山田 智希  
弁護士 疋田 雄大 ([takahiro.hikida@amt-law.com](mailto:takahiro.hikida@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)